

独評委第20号
平成28年12月8日

文部科学大臣
松野 博一 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫
(公印省略)

平成28年度末に中長期目標期間が終了する文部科学大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容並びに当該期間終了時に見込まれる中長期目標期間の期間における業務の実績の評価について（意見等）

当委員会は、平成28年9月2日付けをもって通知のあった標記について、別紙のとおり意見等を取りまとめましたので、通知します。

I. 平成28年度末に中長期目標期間が終了する文部科学大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

1. 各大臣所管法人共通事項

平成28年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容（以下「見直し内容」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

- 独立行政法人は、主に税金を原資とした運営費交付金によって運営され、国の政策を実現するための実施機関として法人格を付与され、国民生活や社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するものであることに鑑みれば、法人を存続させる必要性や業務を継続して行わせる意義について、主務大臣は、中（長）期目標期間終了時における見直しの機会を通じて、法人の業務及び組織に関し国民に対する説明責任を果たすことが必要である。

しかし、当委員会が見直し内容を点検したところ、見直しの結果講ずる措置の内容のみが記載され見直しに至った背景等が記載されていないものや、措置を講じない事項については何ら記載されていないものが見受けられた。

今後、法人の業務及び組織に関する見直しに当たっては、当該法人を取り巻く政策課題、社会経済情勢等や、国の政策における当該法人の位置づけ、当該法人の役割（ミッション）や達成すべき成果を明確にした上で、見直しに至った背景、見直しを行った内容及び見直しの結果講ずることとする措置の内容を説明するとともに、措置を講じないこととする場合にもその考え方、理由等を説明すること。

2. 国立研究開発法人科学技術振興機構

当該法人に係る見直し内容について意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

【科学技術文献情報提供事業の見直し】

- 科学技術に関する論文等の利用に関しては、世界的な動向としてオープンサイエンスの流れが進んでおり、また、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）においては、研究機関等と連携したオープンサイエンスの推進体制を構築すること、公的資金による研究成果の利活用を可能な限り推進することなどが求められている。特に、当該法人の行う科学技術文献情報提供事業により整備されたデータベースは、研究機関や民間企業等から、各種研究開発や情報分析等に有効活用することができるなどの意見が多数聞かれるなど潜在的な利用ニーズは高いものと考えられる。このため、今後も引き続き本事業を安定的に継続し、同データベースの情報が、研究機関や民間企業等の研究者等により広く活用されるよう、世界的な動向に合わせた運営とすべく見直すことが必要であると考えられる。

したがって、本事業については、安定的に業務運営を行うことができるビジネスモデルに転換するなど、抜本的な見直しを行うこと。

（科学技術文献情報提供事業における黒字額）

25年度約4.0億円、26年度約3.2億円、27年度約1.8億円

【情報資料館筑波資料センター業務の見直し】

- 当該法人が収集した科学技術関係の論文等は情報資料館筑波資料センターで保管しているところ、今後も引き続き、同センターで保管する必要性の低いものの廃棄、同センターの

みが保管しているものの国立国会図書館等への移管を進めることにより、同センターの役割は国立国会図書館等が担うこととなるとともに、現在の保管スペースを確保し続ける必要性はなくなっていくと考えられる。

したがって、同センターで保管する論文等の処分及び移管を進め、それらが完了した際には、同センターの廃止を検討すること。

Ⅱ. 平成 28 年度末に中長期目標期間が終了する文部科学大臣所管独立行政法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績の評価についての意見等

1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の、当該目標期間終了時に見込まれる中（長）期目標の期間における業務の実績の評価（以下「見込評価」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

なお、下記の意見に関しては、当委員会としても、今後の中長期的な課題として、アウトカムに着目した目標や定量的な目標を設定することが困難な業務や、成果の創出やアウトカムの実現まで相当期間を要する業務や外部要因の影響が大きい業務等について、法人の成果を測るにふさわしい目標の在り方について議論を深めていくこととする。

○ 適切な評価を実施するためには、①法人が達成すべき成果をあらかじめ目標において明確にしておくこと、②事後に測定された実績が当該目標水準に対してどの程度達成したのかについて客観的な根拠やデータを明確にすること、の 2 点が必要である。

しかし、当委員会が見込評価を点検したところ、法人の成果を測定するにふさわしい目標が設定されていないなどにより、一部の法人では評定を付すに至った具体的な根拠等が目標との関連において十分に説明できていない状況が見られた。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定）においては、上記①を分かりやすく示す観点から、例えば中期目標管理法については、できる限り「アウトカムに着目した目標を定める」「定量的な目標を定める」ことを基本としつつも、これらが困難又は適切でない場合には「アウトカムの目標を定めることは要しない」「定性的な目標と関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める」など、法人ごとに工夫することも可能としている。国立研究開発法人についても、同趣旨の取扱いが定められている。

次期中（長）期目標の策定に当たっては、国の政策における法人の位置づけ、法人に与えられた役割（ミッション）、業務の性質（成果実現に要する期間、外部要因が及ぼす影響等）、組織の特性（組織の規模・構成を踏まえたマネジメントの在り方等）などに照らして、何が法人の成果を測るにふさわしい目標であるかを十分に検討した上で、適切な目標を設定すること。